

令和6年6月11日
財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

(株)JTB佐賀支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株)JTB佐賀支店

(佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル内)

(本社:東京都品川区東品川二丁目3番11号)

役務:広告、宣伝、調査、研究、翻訳、通訳、速記、運送、その他

2 指名停止期間

6月12日から10月11日まで 4か月

3 指名停止理由

(株)JTBは、青森市が発注した新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第2第6項(独占禁止法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)4か月以上(長期)12か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため、4か月とする。

5 令和4年度～令和6年度発注実績

令和4年度 1件 5,500,000円

令和5年度 4件 3,630,477円

令和6年度 なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当:松尾

電話:直通72-9240 (内線1361)